様式第１（第６条関係）

申請者が一般ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする者である場合。

ガス小売事業登録申請書

令和○○年〇○月○○日

経済産業大臣又は○○経済産業局長

　○○　○○　殿

住　所　東京都○○区○○　○―○―○

氏　名　○○エネルギー株式会社

代表取締役社長　○○　○○

　ガス事業法第３条の規定により、ガス小売事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる営業所 | 名称 | ○○エネルギー株式会社　本社 |
| 所在地 | 東京都○○区□□　○－○－○ |
| その他の営業所 | 名称 | ○○エネルギー株式会社　リビング本部 |
| 所在地 | 東京都△△区□□　○－○－○ |
| 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 | 電話　××－××××－××××電子メール　○○＠○○.co.jp |
| その行うガス小売事業以外の事業の概要 | 定款の目的を記載 |

※以下の事項については、小売供給を行おうとする地域ごと（一般ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする場合にあっては当該一般ガス導管事業者の供給区域（法第３８条第２項第４号に規定する供給区域をいう。以下同じ。）ごと、特定ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする場合にあっては当該特定ガス導管事業者の導管ごと、法第２条第１項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給しようとする場合にあっては供給地点群ごと、又はその他の導管（以下「その他導管」という。）によりガスを供給しようとする場合にあっては当該導管ごと）に作成すること。ただし、一般ガス導管事業者の供給区域が複数の地域に分かれており、かつ当該地域間が導管で接続されていない場合又は特定ガス導管事業者の導管及びその他導管が地理的に複数の地域に分かれている場合にあっては、当該地域ごとに作成すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 小売供給を行おうとする地域 | △△ガス株式会社の供給区域 |
| 最大ガス需要が見込まれる月及び時間帯 | １月　２０時～２１時 | 備考 | 給湯等によるガス需要により、需要がピークを迎えるのは１月の夜間になると考えられる。また、ピーク時の契約ガス量は○㎥／hに達すると見込んでおり、○○である当社の顧客の属性から、ピーク時には契約ガス量の約○％が使用されると考えられる。 |
| 最大ガス需要の見込み | 23,000㎥/h(45MJ/m3) |
| 供給能力の確保の見込み | 24,000㎥/h(45MJ/m3) | 備考 | 1,000㎥/hは、○○ガスに売却予定。 |
| 内訳 | (１)自社ガス発生設備等 |
|  | 確保するガス発生能力の見込み | 21,818㎥/h(45MJ/m3)　 | 備考 |  |
| 自社ガス発生設備等による供給能力の確保の見込み | 20,000㎥/h(45MJ/m3)　 | 備考 |  |
| ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等 |
|  | 設置の場所 | 種類 | 使用開始日 | ガス発生能力 | 能力別の数 | 供給能力の確保の見込み | 備考 |
| 設備名 | 原料名 |
| ガス発生設備 | ○○県○○市○○町○－○○○LNG基地 | 液化天然ガス気化装置 | LNG | 令和元年10月1日、令和元年9月1日（工事着工日） | 20,000㎥/h(40MJ/m3) | 1 | 20,000㎥/h(45MJ/m3) | 45MJ/m3に換算したガス発生能力は21,818㎥/hであるところ、そのうち1,818㎥/hは他社への貸出分 |
| 液化石油ガス　気化装置 | LPG |  4,000 ㎥/h(100MJ/m3) | 1 |
| 特定ガス発生設備 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 設置の場所 | 種類 | 使用開始日 | 圧力及び容積 | 能力別の数 | 供給能力の確保の見込み | 備考 |
| 設備名 | 原料名 |
| ガスホルダー |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 導管の設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力 |
| 導管 | 設置の場所 | 内径 | 総延長 | 導管内のガスの圧力 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
| (２)相対契約 |
|  | 確保する契約ガス発生能力の見込み | 5,000㎥/h　 |
| 相対契約による供給能力の確保の見込み | 5,000㎥/h　 |
| 契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等 |
| 事業者名 | 事業者の所在地 | 契約締結日 | 契約期間 | 契約ガス発生能力 | 供給能力の確保の見込み | 備考 |
| ○○エナジー | △△県△△市 | 令和元年9月1日（予定） | 令和元年10月1日～令和4年3月31日 | 5,000㎥/h | 5,000㎥/h |  |
| 事業開始の予定年月日 | 令和○○年○月○日 |

備考 １　「小売供給を行おうとする地域」の欄には、一般ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする場合にあっては当該一般ガス導管事業者の氏名又は名称を記載し、特定ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする場合にあっては当該特定ガス導管事業者の氏名又は名称を記載し、法第２条第１項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給しようとする場合にあっては供給地点群の名称、供給地点の都道府県郡市区町村字番地住居番号及びその数を記載し、その他導管によりガスを供給しようとする場合にあっては供給しようとする場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場であるときは事業場名）を記載すること。

1. 最大ガス需要とは、当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値をいう。
2. 「最大ガス需要が見込まれる月及び時間帯」及び「最大ガス需要の見込み」の「備考」の欄には、これらをどのように見込んだのかの説明を記載すること。
3. 「供給能力の確保の見込み」の欄には、最大ガス需要が見込まれる時間帯における当該最大ガス需要の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを記載すること。
4. 他のガス事業者に対してガスを供給する見込みがあることその他の理由により、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値と、その内訳の合計値（「自社ガス発生設備等による供給能力の確保の見込み」及び「相対契約による供給能力の確保の見込み」の合計値）が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の「備考」の欄にその理由を記載すること。
5. 「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等」における「特定ガス発生設備」の「ガス発生能力」及び「供給能力の確保の見込み」をkg/hで記載する申請者にあっては、「自社ガス発生設備等により確保するガス発生能力の見込み」及び「自社ガス発生設備等による供給能力の確保の見込み」の「備考」の欄に、kg/hを㎥/hに換算するに当たって用いた係数及びその考え方を記載すること。
6. 「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等」の「設置の場所」の欄には、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
7. 「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等」の「使用開始日」の欄にこの申請書の提出日より後の日を記載する場合には、当該欄に当該ガス発生設備等の工事着工日も記載すること。
8. 「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等」の欄において、「ガス発生能力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。
9. 「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等」における「特定ガス発生設備」の「備考」の欄には、能力別の数の選定根拠を記載すること。なお、「備考」の欄への記載に代えて、当該事項を記載した別紙をこの申請書に添付することも妨げない。
10. 「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、「契約ガス発生能力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の見込みの考え方を記載すること。
11. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１（第６条関係）

申請者が法第２条第１項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者である場合。

ガス小売事業登録申請書

令和○○年〇○月○○日

経済産業大臣又は○○経済産業局長

○○　○○　殿

住　所　東京都○○区○○　○―○―○

氏　名　○○コミュニティーガス株式会社

代表取締役社長　○○　○○

　ガス事業法第３条の規定により、ガス小売事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる営業所 | 名称 | ○○コミュニティーガス株式会社 |
| 所在地 | 東京都○○区○○　○―○―○ |
| その他の営業所 | 名称 | ○○コミュニティーガス株式会社　東京支店　 |
| 所在地 | 東京都○○市○○　○―○―○　○○ビル1階 |
| 名称 | ○○コミュニティーガス株式会社　神奈川支店　 |
| 所在地 | 神奈川県○○市○○　○―○―○ |
| 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 | 電話　○○－○○○○－○○○○電子メール　○○○○@○○○.co.jp |
| その行うガス小売事業以外の事業の概要 | 定款の目的を記載 |

※以下の事項については、小売供給を行おうとする地域ごと（一般ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする場合にあっては当該一般ガス導管事業者の供給区域（法第３８条第２項第４号に規定する供給区域をいう。以下同じ。）ごと、特定ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする場合にあっては当該特定ガス導管事業者の導管ごと、法第２条第１項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給しようとする場合にあっては供給地点群ごと、又はその他の導管（以下「その他導管」という。）によりガスを供給しようとする場合にあっては当該導管ごと）に作成すること。ただし、一般ガス導管事業者の供給区域が複数の地域に分かれており、かつ当該地域間が導管で接続されていない場合又は特定ガス導管事業者の導管及びその他導管が地理的に複数の地域に分かれている場合にあっては、当該地域ごとに作成すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 小売供給を行おうとする地域 | 供給地点群の名称：コミュニティー団地　供給地点の数：１４５地点（○○県○○市○丁目1～145番地）　　　　　　　 |
| 最大ガス需要が見込まれる月及び時間帯 | 2月18時～19時 | 備考 | 当該供給地点群が所在する地域においては、給湯等によるガス需要により需要がピークを迎えるのは２月の夜間になると考えられる（生産動態統計調査等を基にモデルデータから最大ガス需要を算出。）。 |
| 最大ガス需要の見込み | 30.2㎥/h |
| 供給能力の確保の見込み | 48.8㎥/h | 備考 |  |
| 内訳 | (１)自社ガス発生設備等 |
|  | 確保するガス発生能力の見込み | 48.8㎥/h　 | 備考 | 換算係数　0.488を使用 |
| 自社ガス発生設備等による供給能力の確保の見込み | 48.8㎥/h　 | 備考 | 上記と同様 |
| ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等 |
|  | 設置の場所 | 種類 | 使用開始日 | ガス発生能力 | 能力別の数 | 供給能力の確保の見込み | 備考 |
| 設備名 | 原料名 |
| ガス発生設備 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特定ガス発生設備 | ○○県○○市○-○-○コミュニティー団地特定製造所 | 容器 | LPG | 令和元年10月1日、令和元年9月1日（工事着工日） | 100kg/h | 50kg×29本×2 | 100kg/h | 能力別の数の選定根拠については別紙を参照。 |
| 調整装置 | 100kg/h×1 |
| 気化装置 | 100kg/h×1 |
|  | 設置の場所 | 種類 | 使用開始日 | 圧力及び容積 | 能力別の数 | 供給能力の確保の見込み | 備考 |
| 設備名 | 原料名 |
| ガスホルダー |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 導管の設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力 |
| 導管 | 設置の場所 | 内径 | 総延長 | 導管内のガスの圧力 | 備考 |
| 申請書に添付されている導管の設置の状況を記載した図面参照 | 100Ａ | 340ｍ | 2.2 kPa～3.2kPa |  |
| 75Ａ | 630ｍ |
| 50Ａ | 1,560ｍ |
| (２)相対契約 |
|  | 確保する契約ガス発生能力の見込み | ㎥/h　 |
| 相対契約による供給能力の確保の見込み | ㎥/h　 |
| 契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等 |
| 事業者名 | 事業者の所在地 | 契約締結日 | 契約期間 | 契約ガス発生能力 | 供給能力の確保の見込み | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 事業開始の予定年月日 | 令和○○年○月○日　 |

備考 １　「小売供給を行おうとする地域」の欄には、一般ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする場合にあっては当該一般ガス導管事業者の氏名又は名称を記載し、特定ガス導管事業者の導管によりガスを供給しようとする場合にあっては当該特定ガス導管事業者の氏名又は名称を記載し、法第２条第１項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給しようとする場合にあっては供給地点群の名称、供給地点の都道府県郡市区町村字番地住居番号及びその数を記載し、その他導管によりガスを供給しようとする場合にあっては供給しようとする場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場であるときは事業場名）を記載すること。

２　最大ガス需要とは、当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値をい

う。

３　「最大ガス需要が見込まれる月及び時間帯」及び「最大ガス需要の見込み」の「備

考」の欄には、これらをどのように見込んだのかの説明を記載すること。

４　「供給能力の確保の見込み」の欄には、最大ガス需要が見込まれる時間帯におけ

る当該最大ガス需要の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを記載する

こと。

５　他のガス事業者に対してガスを供給する見込みがあることその他の理由により、

「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値と、その内訳の合計値（「自社ガス

発生設備等による供給能力の確保の見込み」及び「相対契約による供給能力の確保

の見込み」の合計値）が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の「備

考」の欄にその理由を記載すること。

６　「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能

　力別の数等」における「特定ガス発生設備」の「ガス発生能力」及び「供給能力の

確保の見込み」をkg/hで記載する申請者にあっては、「自社ガス発生設備等によ

り確保するガス発生能力の見込み」及び「自社ガス発生設備等による供給能力の確

保の見込み」の「備考」の欄に、kg/hを㎥/hに換算するに当たって用いた係数及

びその考え方を記載すること。

７　「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能

力別の数等」の「設置の場所」の欄には、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名

を記載すること。

８　「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能

力別の数等」の「使用開始日」の欄にこの申請書の提出日より後の日を記載する場

合には、当該欄に当該ガス発生設備等の工事着工日も記載すること。

９　「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能

力別の数等」の欄において、「ガス発生能力」の欄と「供給能力の確保の見込み」

の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保

の見込みの考え方を記載すること。

１０　「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び

能力別の数等」における「特定ガス発生設備」の「備考」の欄には、能力別の数の

選定根拠を記載すること。なお、「備考」の欄への記載に代えて、当該事項を記載

した別紙をこの申請書に添付することも妨げない。

１１　「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、「契約ガ

ス発生能力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場

合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の見込みの考え方を記載すること。

１２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第６条関係）

ガス小売事業遂行体制説明書

１．ガス小売事業を遂行する責任者

　　代表取締役社長　○○　○○

２．ガス小売事業を遂行する体制の概要

※下記の記載要領に従って、できる限り詳細に、ガスの使用者の利益の保護のために適切に事業を遂行できる体制であることを示す記載をすること。

（記載要領）

ガス小売事業を営む上で必要となる業務について、具体的に想定している業務（注）を記載した上で、どのような体制で行うこととなるかの概要を記載すること。なお、一部の業務（需給管理等）について委託等を行うこととなる場合には、その内容（どのような業務を誰にどのように委託するのか、委託先の体制等）も記載すること。

（注）需要家にガスを販売する具体的方法（想定している需要家（一般家庭、業務用需要、工業用需要）と、店頭での相対販売、インターネットによる販売や小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を他の者に行わせるなど、販売方法を記載した上で、その具体的方法について記載すること。）、需要家への説明義務や書面交付義務（法第１４条及び第１５条）について、どのような方法で対応するか及びその遵守方法（例えば、従業員向けの内規を定めることとしている場合や、委託先との委託契約に説明義務の遵守を規定することとしている場合には、その旨及び内容）も含めて記載すること。

３．組織図

　備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第６条関係）

苦情等処理体制説明書

１．小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法

電子メール、電話（対応時間帯：平日9時から18時まで）

また、上記対応時間帯以外の時間帯における対応体制。

苦情及び問合せの連絡先と対応時間帯は、契約書、ホームページのトップページ及び請求書に記載。

２．小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要

・○○営業部10名、△△営業部10名の対応要員を常時配置

・需要家からの問合せに適切に対応できているかなどの状況を常に確認し、実際の需要家数や苦情数等に応じ対応要員を増員するなど、適切な対応ができる体制を維持していくことを予定している。

・各対応要員が対応マニュアルに沿って電話による苦情及び問合せに対応。担当者が答えられない場合には、コールセンターSVが対応。さらに、コールセンターSVが判断しきれない場合には、お客さまサービス部に配置するコールセンター担当に相談の上、対応。

・著しく問題となる場合には、お客さまサービス部長の責任において対応。

・電子メールによる苦情及び問合せについても同様の対応。

※外部委託する場合には、当該外部委託の内容（どのような業務を誰にどのように委託するのか等）についても記載すること。

３．小売供給の相手方からの苦情及び取り合わせを処理する体制図

　備考　１　１．については、対応することができる時間帯も記載すること。

　　　　２　３．については、具体的な対応人員等も記載すること。

　　　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

＜記載例＞

誓約書

年　　月　　日

経済産業大臣又は経済産業局長

○○　○○　殿

住　所

氏名（名称及び代表者の氏名）

　ガス事業法第６条第１項各号（第４号を除く。）に該当しないことを誓約します。